

お客さま各位

東京信用金庫

インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。さて、令和5年10月1日より開始されたインボイス制度（適格請求書等保存方式）につきまして、当金庫は適格請求書発行事業者の登録を受けておりますので、登録番号およびインボイス制度への対応方法を下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

東京信用金庫：T8013305000573

当金庫の登録番号は、国税庁の「インボイス適格請求書発行事業者公表サイト」からもご確認いただけます。

2. インボイス制度への対応について

<営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について>

- ・営業店窓口で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「手数料受取書」等を発行いたします。

（例：手形小切手帳発行手数料、店頭受付の残高証明書発行手数料、不動産担保事務取扱手数料、等）

- ・「振込依頼書」で受付した振り込みについては、お客さまにお渡しする複写式「振込依頼書」の控えがインボイスとなります。

<自動振替等でお支払いいただく各種手数料について>

インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を発行いたしますので、営業店職員にお声掛けください。また、「インボイス管理票」を、1年に1度、お客さまへ郵送する「インボイスダイレクトメールサービス」もご利用いただけます。なお、同サービスの発行手数料・郵送料は無料です。

（例：インターネットバンキング手数料、自動発行の残高証明書発行手数料、貸金庫手数料等）

3. ATM・両替機でのご利用手数料について

ATMや両替機でお支払いいただく手数料については、「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等」に該当し、インボイスの交付義務が免除されるため、インボイスの発行はいたしません。お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

4. その他

国税庁webサイトにインボイス制度特設サイトがありますので、ご参照ください。

以上